

少年鑑別所に収容中の少年に対する余罪取調等の取扱いについて

昭和48年4月1日発防第248号  
警察本部長より各部・課・官・隊・  
校・署長あて

改正 昭和63年2月1日少発第50号

対号 昭29.10.30発青防265「少年鑑別所に収容中の身柄取扱いについて」

昭34.9.28付発防第868「少年鑑別所に収容中の少年に対する余罪取調について」

みだしのことについては、従来対号通達に基づき事務処理を行ってきたところであるが、このたび金沢家庭裁判所長から従来の口頭又は電話連絡による取調依頼を廃止し、書面申請による許可とする旨の通知があったので、検察庁とともに慎重に協議し下記のとおり書面提出によることとしたから、取扱上誤りのないように措置されたい。

本通達により、対号通達は、これを廃止する。

記

1 少年鑑別所における余罪等の取調

(1) 金沢少年鑑別所に収容中の少年について

余罪、又は参考人取調をする場合は、別添様式「観護中の少年に対する余罪等取調許可申請書」によるものとする。この場合、

ア 裁判官の決定による観護措置のとられている少年については、申請書1部を家庭裁判所に提出し、裁判官の発行する許可書を受領して、鑑別所へ提出する。

イ 観護状による観護措置のとられている少年については、申請書1部を検察庁に提出し、申請書の余白に検察官の承認を得て、これを鑑別所に提出する。

(2) 県外の少年鑑別所に収容中の少年について、余罪等の取調をする場合は、前記要領に準ずるが、

ア 富山少年鑑別所については、同申請書2部を富山家庭裁判所に提出し、うち1部の余白に裁判官の承認を受ける。

イ 福井少年鑑別所については、同申請書1部を福井家庭裁判所に提出し、申請書の余白に裁判官の承認を受けるものとする。

2 少年鑑別所からの身柄連行

余罪取調、ひき当たり、検証立会等のため、金沢少年鑑別所から収容少年を連行する場合は、家庭裁判所又は検察庁と事前連絡の上、前記、申請書1部を提出し、その支持を得て、措置するものとする。

県外の少年鑑別所については、あらかじめ金沢家庭裁判所に連絡し、指示を受けること。

(1) 取調が連日にわたる場合、あるいは、取調者が交代する場合は、原則として

その都度、申請書を提出すること。

(2) 申請書は原則として、少年1名につき1枚を提出すること。

(3) 事前連絡を十分に行い、あらかじめ許可書の準備が行われる等により事務処理の迅速化に配慮すること。

別添様式

観護中の少年に対する余罪等取調許可申請書

年 月 日

金沢家庭裁判所裁判官

殿

金沢地方検察庁検察官

石川県 警察署

司法警察員

少年

年 月 日生

上記少年に対し捜査（調査）の必要があるので、次のごとく取調することを許可されたい。

記

1 取調内容

2 日 時

自 平成 年 月 日 午 時 分  
至 同 日 午 時 分

観護中の少年に対する余罪等取調許可書

申請のあった少年（ ）の余罪等取調につき、下記のとおり許可する。

1 日 時 自 年 月 日 午 時 分  
至 同 日 午 時 分

2 場 所 金沢少年鑑別所

年 月 日  
金沢家庭裁判所  
裁判官

印

観護中の少年に対する余罪等取調許可書

申請のあった少年の余罪等取調を許可する。

年 月 日

金沢地方検察庁  
検察官

印

金家裁訟第52号(訟い-8)

昭和48年3月31日

石川県警察本部長 殿

金沢家庭裁判所長 竹内貞次

少年鑑別所に収容中の少年に対する余罪取調べについて（通知）

標記については、従来家庭裁判所の許可を受けるものとし、その手続は直接又は少年鑑別所を通じ電話その他便宜の方法によって行うこととしておりましたが、少年処遇の適正を期するため今後はすべて書面によりその許可を求める取扱いといたしますので、よろしくお取り計らいください。

したがって、当庁昭和34年9月7日付金家裁訟第122号「少年鑑別所に収容中の少年に対する余罪取調べについて」の通知は昭和48年3月31日限り廃止しますから、貴管下各警察署あてその旨伝達方よろしくお取り計らいください。

なお、右については金沢少年鑑別所と協議済みであることを申し添えます。